

令和5年3月22日

甲良町議会議長 様

提出者	甲良町議会議員	建部 孝夫
賛成者	甲良町議会議員	西澤 伸明
賛成者	甲良町議会議員	木村 修
賛成者	甲良町議会議員	宮 寄 光一
賛成者	甲良町議会議員	阪 東 佐智男
賛成者	甲良町議会議員	山 田 裕 康
賛成者	甲良町議会議員	山 田 充
賛成者	甲良町議会議員	小 森 正 彦

議案第21号令和5年度甲良町一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

令和5年 3月22日 可 決

甲良町議会議長 建部 孝



議案第21号 令和5年度 甲良町一般会計予算に対する修正案

議案第21号令和5年度甲良町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「3,848,147千円」を「3,880,747千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
18. 繰入金		237,961
		205,361
	2. 基金繰入金	233,361
		200,761
歳入合計		3,880,747
		3,848,147

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
2. 総務費		751,015
		752,515
	1. 総務管理費	648,459
		649,959
3. 民生費		1,348,017
		1,330,917
	1. 社会福祉費	875,041
		857,941
6. 農林水産業費		79,374
		77,374
	1. 農業費	79,205
		77,205
8. 土木費		427,856
		412,856
	2. 道路橋梁費	101,151
		86,151
歳出合計		3,880,747
		3,848,147

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
18. 繰入金	237,961	190,213	47,748
歳入合計	3,880,747	3,736,054	144,693
	3,848,147		112,093

(歳出)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源	地方債	その他
2. 総務費	751,015	722,456	28,559	35,150	26,700	96,044
3. 民生費	1,348,017	1,197,794	150,223	343,274	36,700	48,892
6. 農林水産業費	79,374	85,673	△6,299	26,977		1,134
8. 土木費	427,856	411,581	16,275	43,540	35,000	24,308
歳出合計	3,880,747	3,736,054	144,693	482,456	130,900	270,481
	3,848,147		112,093			2,964,310

2 歳入

款18 繰入金

項2 基金繰入金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1.財政調整基金繰入金	130,010 97,410	89,879	40,131 7,531	1.財政調整基金繰入金	130,010 97,410	財政調整基金繰入金 130,010 97,410
計	233,361 200,761	185,613	47,748 15,148			

3 歳出

款2 総務費

項1 総務管理費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳							説明
				特定財源			一般財源	節			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額		
1.一般管理費	301,971 303,471	305,031	△3,060 △1,560				283,326 284,826	12.委託料	7,571 9,071	弁護士業務委託 3,041 4,541	
計	648,459 649,959	615,514	32,945 34,445	9,880	26,700	93,397	518,482 519,982				

款3 民生費

項1 社会福祉費

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳							説明
				特定財源			一般財源	節			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額		
1.社会福祉総務費	410,491 393,391	366,303	44,188 27,088				204,555 187,455	18.負担金補助及び交付金	208,567 191,467	子育て・非課税世帯、所得200万円以下の世帯を除く課税対象所得700万円もしくは町民税所得割額42万円(世帯合算)以下の世帯に3万円給付する。但し町税等町徴収金に滞納がある場合は給付しない。17.100	
計	875,041 857,941	781,687	93,354 76,254	234,830	36,700	22,980	580,531 563,431				

